

○財務省告示第百十五号

関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十三年二月財務省告示第二十五号）は、令和三年十二月三十一日限り、廃止する。

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎